
雇用調整助成金

コレ、絶対にやっというて！

という話

2021年1月11日

いずみ社労士・助成金事務所

・前提（助成金の違い）の確認

- ・雇用調整助成金
→雇用保険に加入させている人

- ・緊急雇用安定助成金
→雇用保険に加入させなくていい人用

< いずみ解説 >

細かい違いはありますが、一番の違いはこれです。

ここをよく分かっていなくて、大きな損をしている会社が多いです。

コレ、絶対にやっというて

**①従業員を雇用保険に
加入させというて！**

雇調金、コレ、絶対にやっというて！ ①

所定労働時間が“**週20時間**以上”や、

“**月87時間**”の人は、

必ず**雇用保険に加入**させてください！

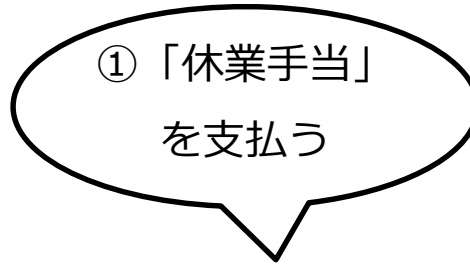
< いずみ解説 >

労働時間が長いのに**雇用保険に加入させていない人**に休業手当を支払っても、
会社は、**雇用調整助成金も緊急雇用安定助成金も、どちらももらえません！！**

ちゃんと雇用保険に加入させていたら

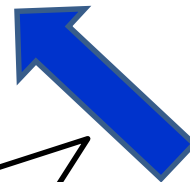
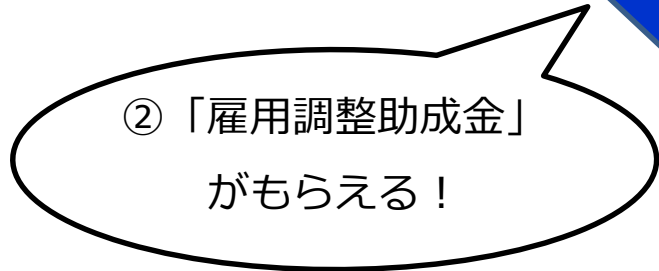


中小企業



従業員

フルタイムで、
雇用保険に加入させている人



労働局

雇用保険に加入させていなかったら

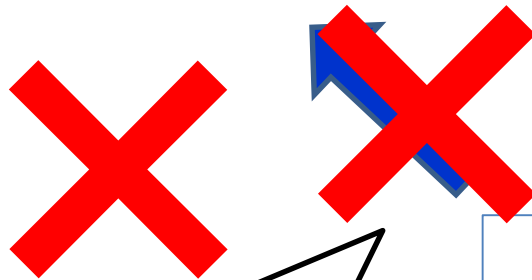


「休業手当」
を支払う



従業員

フルタイムだけど、
雇用保険に加入させていない人



「雇用調整助成金」
はもちろん、
「緊急雇用安定助成金」も
もらえない！



労働局

大いなる勘違い



フルタイムで雇用保険に加入させてない人がいるけど、

そういう人は「緊急雇用安定助成金」で申請すればいいんじゃないの？

< はずみ回答 >

まったくの間違いです。緊急雇用安定助成は、**雇用保険に加入させる義務がない人（原則・所定労働時間が週20時間未満、月87時間未満）**用の助成金です。

加入義務がある人を加入させていない場合の助成金は無いと考えてください。

雇用保険のさかのぼり



2021年1月に休業させようと思っ
てるパートさん、よく見たら
2020年8月からずっと週20時間
以上になっている。
この場合、雇用保険は2021年1月
から加入させればいいのか？

< いずみ回答 >

各種労働法令を遵守したほうが良いので、2020年8月までさかのぼって加入させ
たほうが無難です。

雇用保険に加入させるか微妙な人がいたら



2020年9月入社
パートさんがいるんだけど、
9月は月70時間、
10月は月100時間、
11月は月50時間、
12月は月110時間と、
労働時間がバラバラ。
雇用保険に加入させるべき？

< いずみ回答 >

入社時の雇用契約書や詳しい事情にもよりますが、
月によって要件を満たす満たさないか微妙な人は、週20時間以上、月87時間以上になった月まで**さかのぼって加入させたほうが**ベターです。

全員を雇用保険に加入させちゃうか



じゃあ、面倒くさいし、
従業員**全員を雇用保険に
加入させ**とけばいいって
事？

< いずみ回答 >

そういうわけではありませんし、
おそらくハローワークで手続きしようとしても、否認されると思います。

「常に週20時間未満」の人は、加入の検討余地はありません。

雇用保険のさかのぼり（手続き）

雇用保険のさかのぼりは、そこまで大変ではありません。
必要なのは、こんなところです。

- ・ 雇用保険 資格取得届
- ・ 過去のタイムカードや給与明細（賃金台帳）
- ・ 労働条件通知書や労働者名簿

さかのぼる期間が長い場合は「遅延理由書」も必要ですが、
まずは、**管轄のハローワークに、**

「雇用保険の加入漏れがあったのでさかのぼって加入させたい。**どんな書類が必要ですか？**」と、**正直に問い合わせてください（別に怒られませんので）。**

なかなか激ヤバなケース



雇用保険どころか、

ウチは**労働保険（労災保険）**にも**加入していない**けど、どうしたらいい？

< いずみ回答 >

なるほど、それは激ヤバですね（笑）

今後のいろんな事を考えて、**今すぐ、さかのぼって労働保険**の手続きをし、それが終わってハローワークで**雇用保険**の手続き、従業員の資格取得をしたほうが良いでしょう。

今の状態だと、雇用調整助成金はもちろん、あらゆる助成金が受給できないくらいに考えたほうが無難です。

コレ、絶対にやっというて

②申請書類は
早めに出して！

雇調金、コレ、絶対にやっというて！ ②

申請期限オーバーを防ぐため、
1か月毎に申請してください。

< いずみ解説 >

とにかく、早めに支給申請してください。
ルール上、数か月分ためて出す事もできますが、おススメしません。

「余裕だな」と思っていて、他の事が忙しくて、つい申請期限を忘れた
→結果、助成金が不支給となった、というケースもあります。

支給申請期限

申請期限は「支給申請単位」によって変わります。
そして支給申請単位は「給与締日とほぼ同じ」
くらいに考えて下さい。

(例) 月末×の会社で、

2021年1月7日～2月6日まで休業させる予定
→「1月7日～31日を支給申請単位」として、
2月中旬までに申請する。

(3月末までが期限ですが、早めに動きます)

もしくは、1月7日～2月28日を支給申請単位とし
て、3月中旬までに申請する。

(4月末までが期限ですが、早めに動きます)

支給申請期限をオーバーしたら？

本来の申請期限をオーバーしたら、

「その期間の助成金は **1円ももらえない**」

と思ってください！

「**やむを得ない事情**があれば許してくれるかも」というルールもありますが、何の保障にもなりません。
アテにしてはいけません。

< いずみ解説 >

「支給申請単位の最終日から2か月以内」という原則がありますし、「今回は、●月に出せばいいよ」という特例措置も出てくる可能性がありますが、そんなものを気にする必要はありません。

1ヶ月ごとに申請すれば絶対に大丈夫、それだけです。

まとめて申請しても得は無し！

1ヶ月毎ではなく、2か月毎、3か月毎に申請したほうが、たしかに「封入や郵送などの手間」が少しだけ減ります。

ただ、手間が減ると言っても、
たかだか30分～1時間程度です。
(金額にすると1,000～2,000円?)

それに対して、【 申請期限オーバーによる不支給のリスク 】はとてつもなくデカいです。

どう考えて比較になりません。

雇用調整助成金の基本ルール

- ☑売上等がある程度下がっていないと、対象とはなりません。
- ☑本来の労働予定日に、従業員を休業させてください（**させたフリはNG**）。
- ☑休業日には、**60%以上の休業手当**を支払ってください。
- ☑休業人数や休業日数が少なすぎると、対象とはなりません（休業規模要件）。
- ☑休業に入る前に「**休業協定書**」を作ってください。
- ☑ 2021年1月様式から、署名押印が不要になりました。
- ☑**申請先**は、管轄の労働局やハローワークにご確認ください。
- ☑申請方法は原則**郵送**です（コロナの事もあり、窓口対応は無いと思います）
- ☑休業日前後数か月分の資料（**タイムカードや賃金台帳**）が必要です。
- ☑**社労士に依頼しなくても**申請は可能です。

< いずみ解説 >

詳しくは雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の**マニュアル**で確認するか、社労士にご相談ください。

最後に

- 前ページの基本ルールを守ったうえで、
- ①雇用保険に加入させるべき人を加入させて、
 - ②1ヶ月ごとに支給申請をする。

そうすれば「不支給」という最悪の事態は避けられます。

支給申請書の書き方どうこうを考えるのは、その後で大丈夫です。

雇用調整助成金は、他の助成金に比べて、そこまで難しくはありません。

今回お伝えした①②を実施していただき、ぜひ、今後の経営に活かしてください。